

法人等の区分		税率(年額)
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することのできないもの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く) ● 人格のない社団等 ● 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く) ● 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの 		5万円
資本金等の額	市内従業者数	
1,000万円以下である法人	50人以下	5万円
	50人超	12万円
1,000万円を超え 1億円以下である法人	50人以下	13万円
	50人超	15万円
1億円を超え 10億円以下である法人	50人以下	16万円
	50人超	40万円
10億円を超え 50億円以下である法人	50人以下	41万円
	50人超	175万円
50億円を超える法人	50人以下	41万円
	50人超	300万円